

被災者生活再建支援特設会場の開設について

町では令和6年能登半島地震で被害を受けた方を対象とした各種支援制度を設けております。各制度の申請受付は、**行政サービス庁舎1階 特設会場**にて受け付けております。開設日及び開設時間をお確かめの上、会場へお越しください。

■ 4月の特設会場開設予定カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
3月31日	1	2	3	4	5	6
← 9時～16時 →						
7	8	9	10	11	12	13
← 9時～16時 →						
14	15	16	17	18	19	20
← 9時～16時 →						9時～12時
21	22	23	24	25	26	27
休	← 9時～16時 →					9時～12時
28	29	30				
休	休	9時～16時				

4月19日（金）までは、平日、休日ともに9時～16時まで受付
4月20日（土）以降は土曜9時～12時、平日9時～16時まで受付
※罹災証明書発行受付は平日の9時～16時まで受付

■ 各種支援制度の概要及び窓口

1 被災者生活再建支援金制度（問：住民窓口課 72-3132）

地震により、居住する住宅に被害を受けられた世帯に、①罹災証明書に記載のある「住家の被害の程度」に応じて支給される【基礎支援金】と②「生活再建の方法」に応じて支給される【加算支援金】があります。

申請期限 基礎支援金 令和7年1月31日

加算支援金 令和9年1月31日

2 住宅の応急修理制度（問：土木建設課 72-3921）

地震により損壊した住宅で被害程度が「準半壊」以上となった住宅の応急修理について、町が事業者に修理費用を支払います。※対象は、屋根、外壁、床、ドアの開口部の補修、上下水道配管など日常生活に必要不可欠な部分の修理のみ。空き家、納屋、車庫等は対象外。

申請対象 令和6年12月31日までに完了した工事

3 被災した家屋の解体（問：生活環境課 72-3927）

地震により損壊した家屋で被害程度が「半壊」以上となった家屋の解体を行います。町が所有者の申請に基づいて解体撤去する「公費解体制度」と、所有者が工事業者と直接契約を締結し、工事に要した費用の一部を町が所有者に支払う「自費解体制度」があります。※自費解体制度は令和6年6月30日までに解体業者と契約を締結されたものが対象となります。

申請期限 公費解体制度 令和7年3月31日

4 災害義援金の配分（問：住民窓口課 72-3130）

地震により居住する住宅に被害を受け、罹災証明書で「半壊」以上と認定された世帯又は震災により1か月以上の治療を要する負傷をした方に対して、義援金が配分されます。

※上記の支援制度を利用するには、罹災証明書又は被災証明書が必要です。

このほか、各種支援制度の詳細については、町ホームページまたは「広報なかのと」をご覧ください。